

宮古島市児童館条例

平成17年10月 1 日

条例第92号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、本市に児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮古島市ひらら児童館	宮古島市平良字東仲宗根807番地
宮古島市下地児童館	宮古島市下地字上地628番地の1
宮古島市佐和田児童館	宮古島市伊良部字佐和田1396番地
宮古島市池間添児童館	宮古島市伊良部字池間添201番地の14
宮古島市上野児童館	宮古島市上野字新里507番地1
宮古島市伊良部島児童館	宮古島市伊良部字前里添717番地

2 次の表に掲げる名称の児童館の設置、管理等に関する事項は、同表の右欄に掲げる条例で定める。

名称	条例
宮古島市ぐすくべ児童館	宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例（令和3年宮古島市条例第30号）

(事業)

第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健全な遊び場の提供に関すること。
- (2) 児童の健康増進に関すること。
- (3) 児童の情操指導に関すること。
- (4) 児童のクラブ活動及びレクリエーション等の実施に関すること。

(5) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）に關すること（ひらら児童館、上野児童館及び伊良部島児童館に限る。）。

(6) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「支援センター」という。）に關すること（ひらら児童館、上野児童館及び伊良部島児童館に限る。）。

(7) その他第1条の目的を達成するため必要な事業

2 放課後児童クラブ及び支援センターの実施については、それぞれ宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に關する条例（平成31年宮古島市条例第4号）及び宮古島市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成28年宮古島市告示第115号）の例による。

（利用時間及び休館日等）

第4条 児童館の利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

（利用できる者）

第5条 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号に掲げる者は、第2号及び第3号に掲げる者に優先して利用できるものとする。

(1) 児童福祉法第4条の児童

(2) 母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体

(3) その他市長が適当と認めた者

（入館の制限等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者

(3) 感染症疾患が疑われる者

(4) 管理運営に支障を及ぼすおそれがある者

(施設の変更禁止)

第7条 児童館を利用する者（以下「利用者」という。）は、児童館を利用する場合において、児童館を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、児童館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、児童館の利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(損害賠償等)

第10条 利用者は、児童館を損傷し、又は滅失したときは、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第11条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、児童館の管理を行わせるに最適な社会福祉法人等を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定することができる。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画の内容が児童館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画の内容に沿った児童館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申出書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、児童館の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第13条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。

(指定管理者に関する読替え)

第15条 第11条の規定により、指定管理者が管理を行う場合におけるこの条例の適用については、第4条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第7条ただし書及び第10条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

名称	利用時間	休館日
児童館	月曜日から金曜日まで 10時～18時 土曜日 9時～17時	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで (4) 6月23日（慰霊の日）

別表第2 (第14条関係)

名称	業務の範囲
ひらら児童館	(1) 第3条第1項に規定する事業に関する事業
上野児童館	(2) 保育料等の徴収及び減免に関する業務
伊良部島児童館	(3) 児童館の維持管理に関する業務

	(4) その他市長が必要と認める業務
下地児童館	(1) 第3条第1項第1号から第4号及び第7号に規定する事業に関する業務 (2) 児童館の維持管理に関する業務 (3) その他市長が必要と認める業務